

東京都北区広告掲載取扱要綱

18北政広第81号
平成18年6月1日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）の広告媒体への広告掲載に関して必要な事項を定め、もって区が有する資産（以下「区資産」という。）について、その効用及び信頼性を損なうことなく広告媒体として活用することで、新たな財源を確保し、地域経済の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(広告掲載の媒体)

第3条 広告を掲載する媒体（以下、「広告媒体」という。）は、次に掲げる区資産のうち広告掲載が可能なものをいう。ただし、実施機関が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象外とする。

- (1) 区民等への配布を目的として区が作成する冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、封筒その他これらに類するもの
- (2) 区のWEBページ
- (3) その他広告媒体として活用できる区資産

2 前項の規定にかかわらず、区長は広告媒体の寄付を受けることができる。

(広告掲載の総合窓口)

第4条 各実施機関が行う広告媒体への広告掲載事務を円滑に進め、かつ利用者の便宜を図るために、掲載の申込手続及び実施機関相互の連絡調整に関する事務を総合的に行う窓口（以下「総合窓口」という。）を政策経営部広報課に設置する。

(掲載の範囲)

第5条 広告媒体に掲載することができる広告は、区民生活に関連したもので、次の各号いずれにも該当しないものとし、その判断基準は別表のとおりとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 広告媒体の公共性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するなど、広告を掲載することが妥当でないと認めたものが掲載する広告
- (7) 行政機関から指名停止等の行政処分を受けているものが掲載する広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(広告全般に関する基本的な考え方)

第6条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持てるものでなけれ

ばならない。

(屋外広告物に関する基本的な考え方)

第7条 東京都屋外広告物条例(昭和24年8月27日東京都条例第100号)第2条に定める屋外広告物の内容及びデザインについては、当該広告物を掲出する地域の特性に配慮しなければならない。

(屋外広告物に関する都市景観上の基準)

第8条 屋外広告物の内容及びデザインが、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

(屋外広告物に関する交通安全上の基準)

第9条 屋外広告物の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

(1) 歩行者又は自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

(2) 歩行者又は自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

(WEBページに関する基準)

第10条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(個別の基準)

第11条 この要綱に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、各主管部長が別途基準を作成することができる。

(掲載の順位)

第12条 広告媒体に掲載する広告の掲載順位は次のとおりとする。

第1順位 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれに類するもの

第2順位 私企業のうち、公共的性格を有するもの

第3順位 上記以外の私企業及び自営業等

(広告の規格等)

第13条 広告の規格、広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各主管部長が別に定める。

(広告の掲載料等)

第14条 広告の掲載料、納入方法等については、当該広告媒体ごとに各主管部長が別に定める。

2 掲載料は、紙媒体の広告のWEBページ掲載、広告のSNSを介した拡散等、二次的な広告効果が生じる可能性を考慮して各主管部長が定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第15条 広告の募集方法、選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて各主管部長が別に定める。

2 広告の募集に際しては、紙媒体の広告のWEBページ掲載、広告のSNSを介した拡散等、二次的な広告がなされる可能性を考慮して各主管部長は募集要件を定めるものとする。

(掲載の決定)

第16条 実施機関は、第5条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の規定による掲載の可否の決定に際し、主管部長は関係各部の意見を求めることができる。

(掲載の取消し)

第17条 実施機関は、特に理由があると認める場合は広告の掲載を取り消すことができる。

(広告主の責任)

第18条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行に際し、東京都北区刊行物等広告掲載取扱要綱（平成14年8月30日区長決裁14北企広第219号）は、廃止する。

付 則（平成18年10月20日区長決裁北政広第303号）

この要綱は、平成18年10月20日から施行する。

付 則（平成20年3月13日区長決裁19北政広第2014号）

この要綱は、平成20年3月13日から施行する。

付 則（令和5年12月15日区長決裁5北政広第2292号）

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。